

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 横瀬町 (都道府県: 埼玉県)
 本事業の担当部局名 町民課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)		
個別事業名	横瀬町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	事業開始年度	令和 2 年度
対象経費支予定額 ※(注)1	1,200,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 横瀬町の人口の推移をみると、平成7年9月1日の10,194人をピークに減少に転じ、令和6年1月1日現在7,748人となっている。出生動向については、平成29年に合計特殊出生率が1.82になったものの、ここ数年は県内では上位に位置しながらも増減を繰り返しながら推移している。これまで町は、結婚期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うための事業を実施するとともに、新婚世帯へは平成18年から家賃補助を行っているが、婚姻数及び出生数等の状況に大きな変化は見られない。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 今後、さらなる少子化対策の取組が必要であり、そのためには、長期的な視点から出生数の増加に結び付くよう、若者の結婚希望をかなえるための経済的支援や住まいの支援への取組が重要であると考えられる。</p> <p><本個別事業の位置付け> 本事業への位置づけは、第6次横瀬町総合振興計画の7つの柱の一つ「人づくり」における「切れ目ない子育て支援と教育の連携により、変化の激しいこれから未来を楽しく、たくましく生き抜ける人を育てます。」に位置づけられる。若者の結婚希望をかなえるための新生活への経済的支援は、少子化対策の前提条件的な取組であり、結婚・出産・子育ての環境を向上させ、ひいては出生数を増やす環境づくりとなる。</p>		
個別事業の内容	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】			
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
【継続補助】			
継続補助規定の有無 無			
※(注)3 【その他独自要件】			
・夫婦のいずれもが町税等の滞納がないこと。 ・夫婦のいずれもが横瀬町暴力排除条例に規定する暴力団員でないこと。 ・夫婦のいずれもが横瀬町新婚世帯家賃補助金交付要綱に規定する補助金の交付を受けていないこと。			

2. 申請見込

①新規世帯見込	3	世帯	②継続世帯見込	0	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	1	世帯		
	その他	2	世帯		

【世帯数積算根拠】

1件(申請見込み世帯数)×60万円(補助上限額)×1/2(補助率)=300千円
 2件(申請見込み世帯数)×30万円(補助上限額)×1/2(補助率)=300千円
 既存事業「横瀬町新婚等世帯家賃補助事業」における申請者のうち、合計所得が500万円未満等要件に該当する世帯数を確認し算出した。

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	2 世帯
～12月(実績)	1 世帯
1月～3月(見込)	1 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	1 世帯 × 600,000 円 =	600,000	円
(その他)	2 世帯 × 300,000 円 =	600,000	円
	(継続補助)		円
	合計	1,200,000	円
		左記上限額のとおり	

3. 広報の実施予定

広報よこぜ及び町のホームページに掲載するとともに、社会福祉協議会が年1回行う婚活イベントや町主催の「25歳の成人式」のイベント等において、町が作成したリーフレット100枚程度配布する。また、埼玉県秩父地域振興センターへチラシ50枚を配架するとともに、県のホームページ結婚支援情報において結婚新生活支援事業の取組を紹介し広報・周知を行う。転入時、婚姻届提出時には、パンフレットを用いて本事業の周知を行う。
 引き続き、町内の賃貸住宅等を取り扱っている不動産業者5社に対し、町が作成したチラシ各20枚程度の配架等について協力を依頼し、対象世帯に情報を提供する。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	出生数			50 (令和6年)	38 (令和4年)
合計特殊出生率			1.6 (令和6年)	1.21 (令和4年)	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.21 (令和4年)	
	婚姻件数		件	14 (令和4年)	
	婚姻率			1.8 (令和4年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100 (令和6年度)	100 (令和4年)
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50 (令和6年度)	0 (令和4年)	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	100 (令和6年度)	100 (令和4年)	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	埼玉県秩父地域振興センターへチラシを配架するとともに、県ホームページでの広報を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	不動産業者に対し、町が作成したチラシの配架等について協力を依頼し、幅広く対象世帯に情報を提供する。				

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。